

# 社会教育における人権学習の手引

## 「語り合い、学び合い、つながり合い」



## はじめに

人間としての尊厳が保障され、全ての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務であります。

県教育委員会では、「人権教育推進プラン」に基づき、これまでの同和教育の成果を生かしながら、人権教育を推進する中で、様々な人権問題の解決に向けた教育の充実に努めてまいりました。

社会教育分野においても、地域や団体等における人権教育推進の基本的な考え方や進め方、実践事例等をまとめた啓発冊子「波紋」を昭和60年に刊行し、以後内容を増補しながら、各地域における人権教育を推進してきました。

しかしながら、平成23年に実施した「人権に関する県民意識調査」では、『人権が尊重される社会の実現』に向けて自分の考え方に近いものをたずねたところ、前回調査では、半数以上の県民が「自分も実現に向けて努力したい」と答えていたのに対し、そう答えた県民が47.2%と減少する傾向にありました。

また、今なお予断と偏見による差別発言や差別落書き等が発生し、戸籍等の不正取得による身元調査や、インターネットを悪用した差別的な情報の書き込みなどによる人権侵害も起こっており、人権尊重の意識が定着しているとは必ずしも言えない状況があります。

こうした中、県民一人ひとりが人権について正しく理解し、人権尊重の精神が具現化できるよう、県内各地域で実施されている地区別懇談会や研修会において活用していただける学習教材・資料として、この度「社会教育における人権学習の手引」を作成いたしました。本冊子は、参加者の「語り合い」を通して日常生活にある様々な出来事を人権の視点から見直し、「気づき」を通して地域でできることを考えていただく内容となっております。

それぞれの地域や団体等の実情に応じて、工夫や改善を加えて本冊子を活用いただき、地区別懇談会や研修会がさらに推進され、学習の輪がより一層広がり、人権が尊重される社会づくりの実践につながることを願っております。

最後に、本冊子作成にあたり御助言をいただきました編集委員の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成26年(2014年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課長 北野 允

# も く じ

## はじめに

### ① 冊子を使うにあたって

- I 本冊子の活用にあたって……………1
- II 学習会の流れ……………2

### ② ワークシート編

- 1 女性の人権問題……………3
- 2 子どもの人権問題……………5
- 3 高齢者の人権問題……………7
- 4 障害者の人権問題……………9
- 5 同和問題……………11
- 6 外国人の人権問題……………13
- 7 患者の人権問題……………15
- 8 犯罪被害者の人権問題……………17
- 9 インターネット上の人権問題……………19
- 10 様々な人権問題……………21

### ③ 解説編

- I 地域で人権教育を進めるみなさんへ……………23
- II 各人権問題別ワークシート活用例・解説

- 1 女性の人権問題……………26
- 2 子どもの人権問題……………27
- 3 高齢者の人権問題……………28
- 4 障害者の人権問題……………29
- 5 同和問題……………30
- 6 外国人の人権問題……………31
- 7 患者の人権問題……………32
- 8 犯罪被害者の人権問題……………33
- 9 インターネット上の人権問題……………34

- III アイスブレイキングの手法……………35

- 相談窓口一覧……………36

## I 本冊子の活用にあたって

本冊子は社会教育分野における人権教育を行う指導者のための資料として作成しました。以下を参考にし、御活用ください。

### ●内容

この冊子は、話を聞くだけではなく参加者同士が「ワーク」を通して語り合い、人権問題を主体的に学ぶ参加型の学習プログラムとなっています。それぞれの「ワーク」は、身近な生活に見られるエピソードを人権の視点で捉え直し、「気づき」「深め」「行動」へつなげるものとなっています。それぞれの「ワーク」を活用していただくとともに、学習者の状況や地域の学習課題を踏まえ、工夫を凝らしてお互いの学びを深めてください。

### ●構成

この冊子は、①冊子を使うにあたって ②ワークシート編 ③解説編の3部から構成しています。ワークシート編は、参加者が使う各人権問題別のワークシートになっています。解説編では、地域で人権教育を推進していくうえでの必要な内容や各人権問題別にワークシート活用例・解説を掲載しています。また、アイスブレイキングの手法や人権問題に関する相談窓口一覧も掲載していますので、必要に応じて活用してください。

### ●進め方 ～ファシリテーターの方へ（「ファシリテーターの役割」は解説編P25をご覧ください）～

#### ①目的

参加者とともに何を考え、何を学ぶのか、学習の目標やねらいを確認しましょう。

#### ②参加者の把握

参加者のニーズ（要望）を把握することが大切です。事前にアンケートなどを実施してもよいでしょう。

#### ③会場

参加者の倍程度の人数が収容できる広さが必要です。できれば、床が平面で机と椅子が移動できる会場にしましょう。

#### ④時間配分

「気づき」から「行動」につながる流れと組立てを考慮して余裕を持った時間配分を決めましょう。

#### ⑤学習プログラムの確認

プログラムの流れと組立て、手法や教材、時間配分、配布物や準備物などできるだけ詳細に学習プログラムを確認しましょう。具体的な流れについては、「学習会の流れ」「解説編」を参考にしてください。

#### ⑥全体の流れのシミュレーション

学習プログラムに基づいて、頭の中で全体の流れをイメージして確認しましょう。

#### ⑦テキストの提示方法

見開きにワークシート書き込み欄、資料、データなどを掲載しています。そのまま印刷して使うことが可能です。内容によっては部分ごとに提示することが効果的な場合もありますので、学習の場面に応じて工夫して使用しましょう。

#### ⑧学習の形態

話し合いやワーク等の活動が行えるグループの人数のめやすは4～6人です。あらかじめグループ分けをしておいてもよいですし、アイスブレイキング（P35）を行う中で、グループを編成することも可能です。参加者の状況や学習のねらい等に応じて編成しましょう。

#### ⑨準備物

参加者人数、使用する用具の確認を行い、準備物は少し多めに用意しましょう。日頃から人権に関する情報を集めておくことがプログラムの組立てに有効です。

## ●約束事（学習を始める前に参加者全員で確認しましょう）

**参加**：活動に積極的に参加しましょう

○参加者の語り合いで作っていく学習会です。一人ひとりが積極的に参加するよう心がけましょう。

**尊重**：互いの考えや感じ方を尊重しましょう

○相手の意見をしっかり聴きましょう。また、一人で長く話し過ぎないようにしましょう。  
○発言は強制ではありません。聴いているだけの参加も認めましょう。

**守秘**：話し合い活動で知った参加者の個人情報を持ち帰らないようにしましょう

○活動の中で知った参加者の個人に関わる話の内容は、他の場所で他人に話したりしないようにしましょう。

社会教育分野における  
人権教育で取り組みたい  
3つの柱

身近な生活の中にある問題に  
気づくこと

自分の問題として  
とらえ行動につなげること

能力や可能性が  
発揮できる  
社会をつくること

（「人権教育推進プラン」より）

## Ⅱ 学習会の流れ 【活動の流れと支援のポイント(60分)】

15分	1 趣旨説明	○テーマ・学習会の目的を確認します。 →P26～「Ⅱ 各人権問題別ワークシート活用例」参照
	アイスブレイキング グループ分け	○参加者の緊張をほぐし、場の雰囲気や和やかにします。 →P35「Ⅲ アイスブレイキングの手法」参照  ○話し合い活動が行いやすい人数(4～6人)でグループを作ります。
30分	2 約束事の確認	○ワークに入る前に約束事(「参加」「尊重」「守秘」)を確認します。
	3 ワークシートによる活動 (気づく) 【ワークⅠ】どう思いますか？	○ワークシートを配布して、【ワークⅠ～Ⅲ】の活動を進めます。 →解説編P26～「2 進め方(ワークシート活用例)」参照  ●イラスト等を参考にして、日常生活にある人権問題について率直な意見を語り合います。
	(深める) 【ワークⅡ】考えてみましょう! (行動する) 【ワークⅢ】語り合しましょう できること!	●資料等を参考にして、各人権問題について語り合い、考えを深めます。  ●地域で今まで取り組んできたこと、これから取り組めそうなことを語り合います。
10分	4 各グループの発表	○グループで出てきた内容を全体で交流し、できるだけ多くの考えに接するようにします。
5分	5 まとめ・ふりかえり	○参加者の「気づき」や意見を聞き、学習の整理、共有の場とします。最後に、互いにお礼を言って活動を終わります。

# 1 女性の人権問題

## 家庭や地域でも生き生きと自分らしく!

家庭で

ピンポーン  
〇〇さん、宅配です!



地域で



ワークI  
どう思いますか?

- 左上のイラストはある共働き家庭での様子です。右上のイラストはある自治会での様子です。あなたはこれらのイラストを見てどう思いますか?

.....

.....

ワークII  
考えてみましょう!

- 家庭や地域で役割分担を考えると、「男だから」「女だから」という理由で決まっているものはありますか?

.....

.....

ワークIII  
語り合えよう  
できること!

- 家庭や地域において男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を發揮するためにはどうしたらよいでしょうか? これまでにできていること、さらにこれからできることは何だと思えますか?

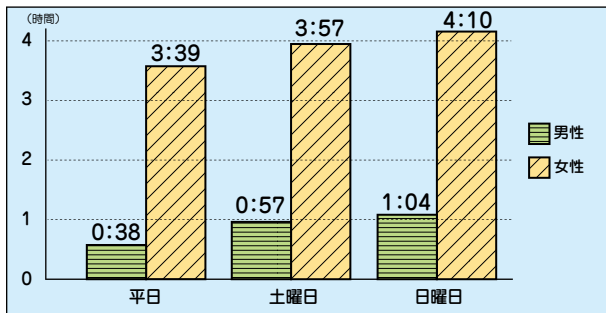
.....

.....

# 1 女性の人権問題

## あなたの家庭、地域での役割分担はどうですか？

資料① ●男女、曜日別 家事・育児・介護等 総平均時間(滋賀県)



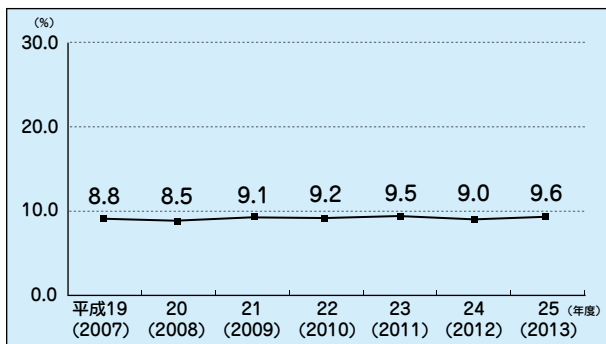
資料:平成23年社会生活基本調査(総務省)

### ◎家事・子育て・介護は協力して行いましょう

掃除や洗濯、食事の準備や片づけ、そして子育てや介護について、女性が担っている時間が男性よりも長い状況です。

自分やパートナーが安らげる楽しい家庭であるためには、家族で協力し合える関係であることが大切です。

資料② ●女性の代表または副代表のいる自治会比率の推移(滋賀県)



資料:滋賀県男女共同参画課

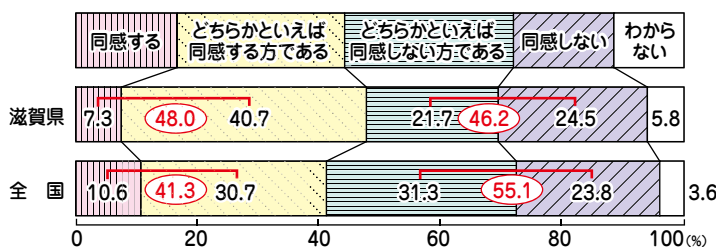
### ◎男女が協力し責任をもって地域づくりに関わりましょう

これまでの慣習などによって「地域の活動におけるリーダーや決定権は男性に」と考える人が多く、自治会の女性リーダーは1割にも満たないのが現状です。しかし、女性も男性も地域を構成する一員です。

それぞれが責任をもって地域の活動に関わりましょう。

## 「男だから、女だから」と決めつけていませんか？

資料③ ●「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について(滋賀県・全国)



資料:(滋賀県)平成21年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 (全 国)平成21年度男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

滋賀県では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する人は、同感しない人より多くなっています。あなたの意識は、どうですか？



固定的な性別役割分担意識ってなんだろう？

## 語り合いましょう!



うまくいっていることも出し合ってみよう!

### 一步、行動に移してみませんか？

あなたの家庭は？

あなたの地域は？

なぜ男性の育児参画が進まないの？

家事や育児、介護は誰の役割？

役員などの男女比は？

男だから代表？

地域の行事などの役割分担は？

女だから炊き出し？  
料理の得意な男性もいるよね

災害時の備えは？  
避難所の設置などで男女に  
どんなニーズの違いがあるの？

大切なのは、一人ひとりがその個性や能力に応じて力を発揮し、男女が共に生き生きと暮らせる家庭や地域をつくることです。

## 2 子どもの人権問題

### 子どもをいじめから守るには？



ワークⅠ  
どう思いますか？

- 下校時みんなのカバンを無理やり持たされている子どもがいました。あなたはこのことをどう思いますか？
- また、カバンを持たされている子どもやこれを周りで見ている子どもはどんな気持ちでしょうか？

ワークⅡ  
考えてみましょう！

- あなたの地域では、どの子どもも生き生きと過ごしていますか？
- 子どもの様子で気になることはありませんか？

ワークⅢ  
語り合えよう  
できること！

- 子どもをいじめから守り健全に育てるために、地域や家庭でできていること、さらにできることは何だと思いますか？



## 2 子どもの人権問題

## 子どものSOSを見逃さないで!

## 資料①

## いじめ発見のきっかけ

本人からの訴え……小学校、中学校ともに**2割**前後  
職員の側からの発見……いずれも**3割**前後

**地域による発見は、中学校での1件のみ**

【いじめの状況と取組について】(平成24年9月滋賀県教育委員会学校教育課調べ)

## 資料②

## いじめ発見のとき誰に相談していたか? (%)

	小学校	中学校	高校
担任	72.6	55.1	53.1
担任以外の先生	21.7	36.2	34.4
保護者や家族等	64.2	31.9	9.4
友人	4.7	11.6	3.1
<b>地域の人</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>

【いじめの状況と取組について】(平成24年9月滋賀県教育委員会学校教育課調べ)

**地域の人への相談は0!!**

いじめによって子どもが命を落とすことのないように、社会全体で考えることが大切です。

## いじめとは…

いじめ防止対策推進法では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第2条）と定義されています。

◎いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。いじめられる側に責任はありません。

## 見つめてみましょう! 地域の子ども

## 資料③

- 仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- 近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。
- ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。
- 一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。
- 自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。

小さなことも見逃さないで!

【ストップいじめアクションプラン】 滋賀県教育委員会より

他人を大切にする気持ちは、自分が大切にされていると感じることから生まれるのだ!



## 普段から子どもに声をかけましょう!

声をかけられることで、子どもは見守られていることに気づきます。

そして見守られていることで自分も大切にされていることがわかります。

## 子どもの変化に気づいたら?

いじめ、虐待、体罰など気になることがあれば、学校や行政(児童相談所、警察等)に相談しましょう!

## 語り合きましょう!

## 一歩、行動に移してみませんか?

地域の取組  
運動会、イベントなどへの参加

参加してる?

どうすれば、子どもが積極的になれるかな?

声かけ、あいさつ

虐待や体罰を受けていないかな?

子どもの話をきく

悩みをかかえる子どもはいないかな?

子どもと向き合う時間をふやす

とっていますか? コミュニケーション

子どもは集団の中で人間関係をつくることを学びますが、その場は学校だけではありません。地域や家庭も大切な学びの場となります。大人たちが連携して、子どもを守り育てる環境をつくるのが大切です。

### 3 高齢者の人権問題

## 住み慣れた地域で安心して暮らすには？



最近、〇〇さんとこのおじいさん見ないわね!

散歩好きだったのに、どうしたんでしょうね?



**ワークI**  
どう思いますか?

- 隣のおじいさんはよく散歩に出ていたのに、最近は外で会うことができなくなりました。おじいさんはどうされたと思いますか?

.....

**ワークII**  
考えてみましょう!

- 年をとってからあなたはどのような暮らしがしたいですか?
- また、高齢者の悩みにはどのようなものがあるでしょうか?

.....

**ワークIII**  
語り合えよう  
できること!

- 高齢者が安心して暮らすために、地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか?

.....

### 3 高齢者の人権問題

#### 高齢者に関わる問題

資料①

認知症 老人性うつ？

病気がしら？

何か悩みがあるのかしら？

入院、身体低下、ねたきり？

まさか、虐待!!

介護が必要になった？

家族はいたっけ？

家から出られない

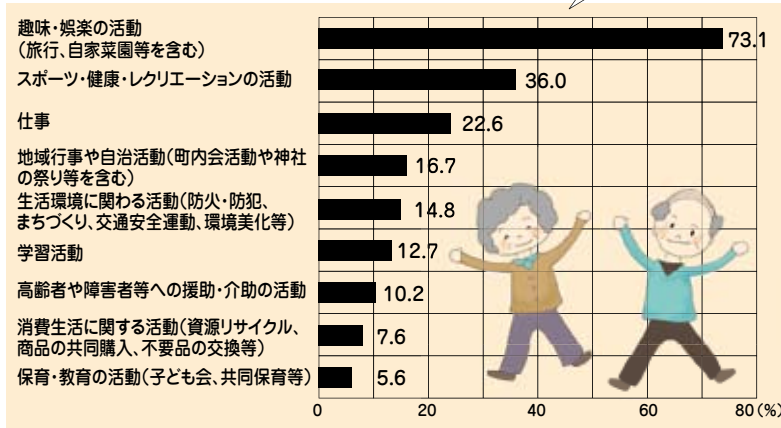
就職はむずかしいよね

まさか、孤独死？

おじいさんに  
会わなくなった原因は  
いろいろ考えられるのだ!

#### 高齢者の意思の尊重

資料② ● 高齢期に取り組みたい活動



第43回滋賀県政世論調査(平成22年度)

★一歩進んで★

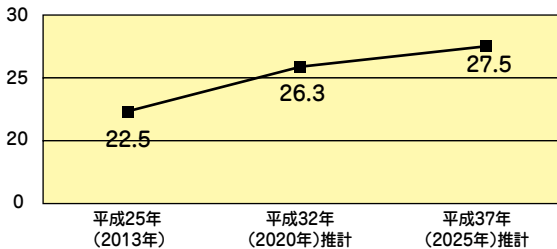
#### 虐待から守るために

虐待には、たたくななどの身体的虐待、食事を与えないといった介護放棄、言葉などによる心理的虐待、排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置するといった性的虐待、年金などを取りあげるといった経済的虐待があります。

家族や高齢者が直接相談に来ることができない場合もあります。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、高齢者虐待防止法により市町村へ通報しなければなりません。

資料③ ● 滋賀県の65歳以上人口の総人口に占める割合 (%)



滋賀県及び人口問題研究所の資料を基に作成

現在は、約4.4人に1人が高齢者(65歳以上)ですが、平成37年(2025年)には、約3.6人に1人が高齢者になると見込まれています。

どのような支援が求められているのでしょうか?

#### 語り合しましょう!

一歩、行動に移してみませんか?

- カフェやサロンの設置
- 配食サービス 外出支援
- 介護者の集い
- 見守り活動 防災マップ作成
- サークル活動 ボランティアセンター設置
- 地域の子どもたちと交流 (掃除、キャンプ、餅つき)
- 介護予防の教室 ラジオ体操の実施
- ゴミ出しの手伝い

地域で、高齢者とその家族が孤立しないよう普段から声を掛け合しましょう。また、近所の高齢者の変化に気づいたら地域包括支援センターや社会福祉協議会などに相談しましょう!

## 4 障害者の人権問題

### 障害のある人が暮らしやすいまちって？



#### ワークI どう思いますか?

- 公園で、ほかの子どもと一緒に遊ばずに、砂場でもくもくと一人で遊んでいる子どもがいます。保護者に尋ねると発達障害があるということでした。発達障害について知っていることをあげてみましょう。

#### ワークII 考えてみましょう!

- 障害のある人との出会いや関わりについて振り返ってみましょう。

#### ワークIII 語り合えよう できること!

- 誰もが暮らしやすいまちづくりをするために、地域でできていることをあげてみましょう。また、これから地域でできることや自分ができることは何だと思いますか?

## 4 障害者の人権問題

## 発達障害の特徴

発達障害は脳機能の障害であり、障害があることは外見からはわかりにくいいため周囲から誤解を受けやすい様々な特徴があります。育て方や家庭環境によって引き起こされるものではありません。

**資料①** 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD) その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢で発現するものをいいます。

## 自閉症とは？

「人との関わりにくさ」「コミュニケーションのとりにくさ」「特定のものへのこだわりや想像力のとぼしさ」といった特徴があります。

## アスペルガー症候群とは？

知的に遅れがなく、言葉の遅れも目立たない自閉症のグループです

## 学習障害(LD)とは？

「聞く」「話す」「読む」「計算する」「推論する」の学習に必要な能力のうち一つまたは二つ以上について、身につけることが難しい障害です。



## 注意欠陥多動性障害(ADHD)とは？

年齢にそぐわない「多動性」「衝動性」「不注意」を特徴とする障害で、就学までにその特徴があらわれ、継続します。



## 障害のある人が暮らしやすいまちづくりは、誰もが暮らしやすいまちづくり

## 資料②

## 障害者とは

障害者基本法第2条では、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定められています(同条第1号)。

また、ここでいう「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定められています(同条第2号)。

## あなたのまちのバリアフリー・ユニバーサルデザインは？

## 資料③

バリアフリー以前



バリアフリー



ユニバーサルデザイン



はじめから段差をつくらない!

様々な障害について考えてみましょう。

## ★一歩進んで★

## 障害者が虐待を受けていると感じたら？

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、市町の障害者虐待防止センターへ速やかに通報することが義務づけられています。

こころのバリアフリーも大切なのだ!



## 語り合きましょう!

障害に応じた配慮

ボランティア

自立支援  
サークル活動

災害時の支援

支援するときは、まず本人の意思を確認

レクリエーションやスポーツ大会への参加促進

一歩、行動に移してみませんか？

障害のある人が暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちです。ふれあいや語り合いを通じて、みんなが暮らしやすい地域づくりを進めましょう。

## 5 同和問題

### 同和問題を解決するのはだれ？

#### ある家庭で…

信用第一の仕事をしている人たちが、大事な個人情報を売り飛ばしていたなんてけしからん!

まったくネ!でも、ストーカーや身元調査に利用されることを知って買取業者も悪いんじゃないのかしら?

事件が明らかになって業者はもうやっていけないだろう

そうかしら?結婚や就職にあたって身元調査が必要だと考える人がいる限り安心できないんじゃないかしら?

#### ある不動産屋で…

この間の物件、家賃も安く駅にも近いので行ってみただ、ワケありなのを隠していたんじゃないの?

十年以上前に、孤独死された方がありましたか…

それもそうだけど、あそこって同和地区の近くじゃないの?

そうしたことはお答えできません

#### ワークⅠ どう思いますか?

- あなたの知らない間に、戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思いますか?
- また、差別につながる身元調査が行われるのは、なぜだと思いますか?

.....

.....

#### ワークⅡ 考えてみましょう!

- あなたは住宅を選ぶ際、どのような条件を考えますか?
- また、購入する土地の近隣に同和地区があるか気になりますか?それは、なぜですか?

.....

.....

#### ワークⅢ 語り合えよう できること!

- 同和問題の解決に向けて地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか?

.....

.....

## 5 同和問題

### なぜ戸籍等が不正に取得されるの？

身元調査は、誰もがその対象となる可能性があります。

資料①

#### 今でもこんなことが起こっています！

戸籍や住民票などの個人情報については、本人の同意を得なくても行政書士や司法書士などは職務上取得できます。このような制度を悪用して興信所などに個人情報を売るために戸籍や住民票などを不正に取得し、売買するという事件が起こっています。

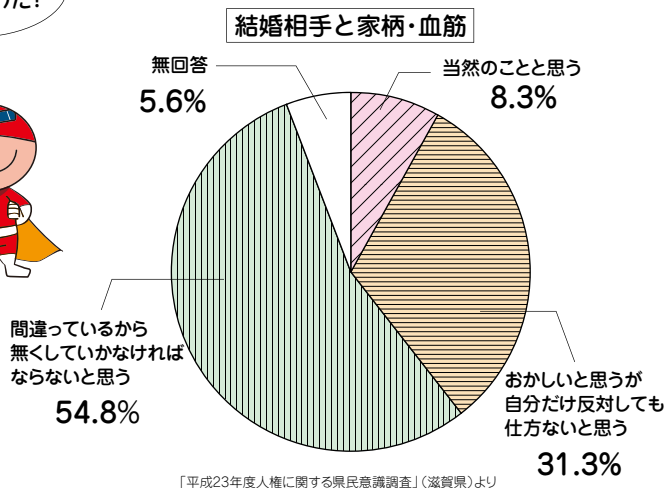


身元調査はお断りなのだ！



資料②

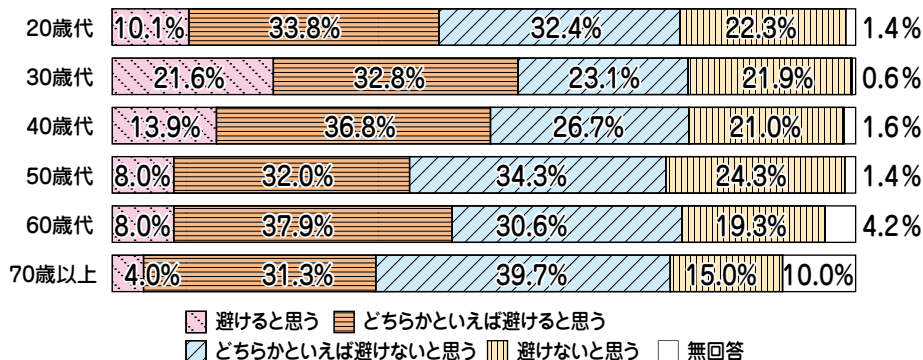
あなたは、結婚の相手を決めるときに、家柄とか血筋がよい、といったことが気になりますか？それは、なぜでしょうか？



身元調査を依頼する人がいなければ、戸籍などの情報を売買するというような事件は起こりません。

### なぜ土地を買うときに気になるの？

資料③ あなたは土地を購入するとき、近隣に同和地区があると避けると思いますか？



30歳代、40歳代の方は、半数以上が「避ける」「どちらかといえば避ける」と答えているのだ！なぜなんだろう？



### 語り合しましょう！

#### 一步、行動に移してみませんか？

学習会の企画、参加

部落の歴史を正しく理解する

同和地区の問合せをしないさせない

えせ同和行為に対して毅然と対応し、行政や警察などに相談する

インターネット上で差別書き込みを見つけたら通報や削除要請をする

生まれたところや住んでいるところで人の価値が判断されない社会にすることが大切です。

## 6 外国人の人権問題

### 地域に暮らす外国人、一緒に地域をよくしていくには？



ワークⅠ  
どう思いますか?

- 滋賀県には、どれくらいの外国人が住んでいると思いますか？  
どこの国から？ 人数は？  
何をしているの？（留学、就職、国際結婚、研修）  
どんな言葉話しているの？

ワークⅡ  
考えてみましょう!

- 外国人との出会いや関わりについて振り返ってみましょう。
- また、あなたの地域は外国人が住みやすいところですか？

ワークⅢ  
語り合えよう  
できること!

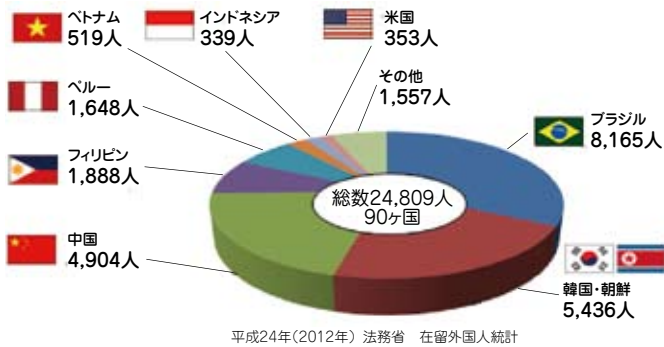
- 昔に比べて、地域で暮らし続ける外国人は増えてきています。同じ地域で共に暮らしていくために必要なことは何だと思いますか？



## 6 外国人の人権問題

### 滋賀県の外国人はこんなに! こんなところから!

#### 資料①

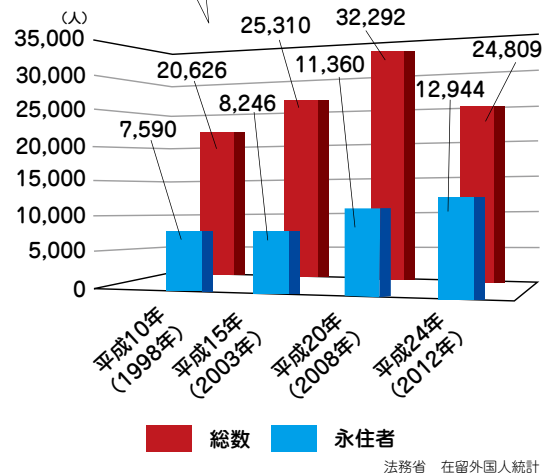


世界中から滋賀県に  
来ているのだ!

### 滋賀県の特徴は?

#### 資料②

リーマンショックで  
帰国した人も多いけど、  
日本に住み続ける人も  
増えているんだね!



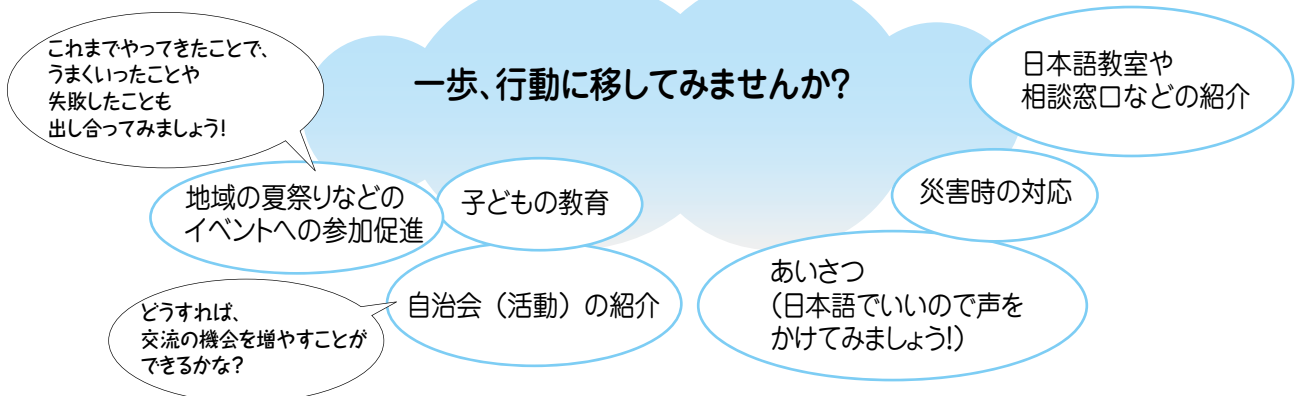
### 外国人との共生って難しい?

#### 資料③



### 語り合いましょ!

### 地域で取り組んできたこと、これから取り組めることは?

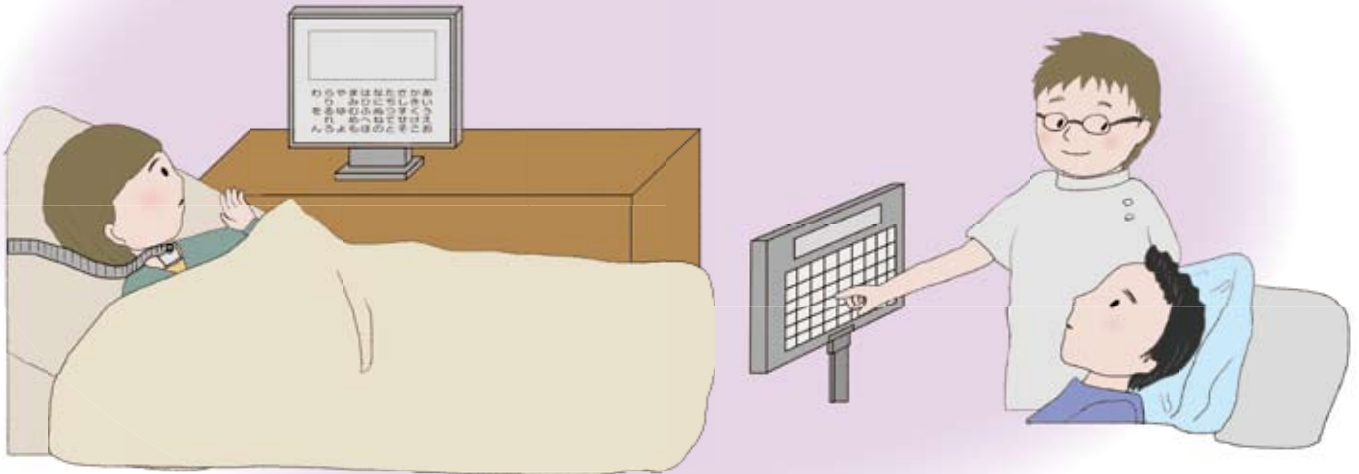


「ちがい」に気づき、「ちがい」をいかす、そして「ちがい」が創る新しいつながりが  
大切です。

## 7 患者の人権問題

## 病気の人の悩みってなんだろう？

Aさんは、全身の筋力が低下するALS(筋萎縮性側索硬化症)という難病にかかっています。



ワークⅠ  
どう思いますか？

- あなたは、難病と呼ばれる病気について知っていますか？
- また、Aさんの気持ちはどのようなものだと思いますか？

.....

ワークⅡ  
考えてみましょう！

- あなたが病気になったら、困ることはありますか？  
病気になった場合の悩みには、どのようなものがあるか考えてみましょう。

.....

ワークⅢ  
語り合えよう  
できること！

- 病気の人やその家族が地域で孤立しないようにするため、これまでにできていること、さらにこれからできることは何だと思いますか？

.....

## 7 患者の人権問題

## 病気を正しく理解しましょう

病気に対する誤解や偏見などにより、人との関係を絶たれたり、人としての尊厳を傷つけられたりすることがあります。

このような誤解や偏見をなくすために、まず病気について正しく知ることが大切です。

病気の人だけでなく  
その周りの人も大変なのだな!  
何かできることはないかな?



## 病気の人のお気持ちを考えましょう!

## 資料②



## 語り合いましょう!



病気の人とその家族の  
プライバシーにも留意する  
必要があるのだ!

一步、行動に移してみませんか?

ボランティアの組織

ちょっとした買い物や、  
ゴミ出しの手伝い

防災、見守り  
声かけ

行政機関やNPOと協力

病気の人とその家族が孤立しないよう地域全体で支え合うことが大切です。

## 資料①

## ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染症で、感染力はきわめて弱く非常にうつりにくい病気です。

たとえ感染しても現在の日本の衛生状態等を考えるとほとんど発症することはありません。末梢神経に障害がおき、手足の感覚がなくなることがあります。また、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。しかし、医学が進歩した現在では、治る病気となりました。早期に発見し治療すれば、後遺症を残すことなく完治します。

## エイズ

感染した結果、免疫力が低下し様々な病気が引き起こされた状態を言います。エイズの原因であるウイルスをヒト免疫不全ウイルスといい、HIVと表します。HIVの感染経路は限られており、予防の知識と適切な行動でエイズは予防可能な病気です。

## 難病

原因が不明で治療方法が確立されていない病気です。その種類は数多くあり、国でも治療研究が進められています。

原因が不明なため、様々な誤解や偏見があり経済的な問題や精神的ケア、家族の負担など患者・家族だけでは解決できない問題もあります。

## 資料③

## 病気の人のお生活の質の向上を考えてみましょう

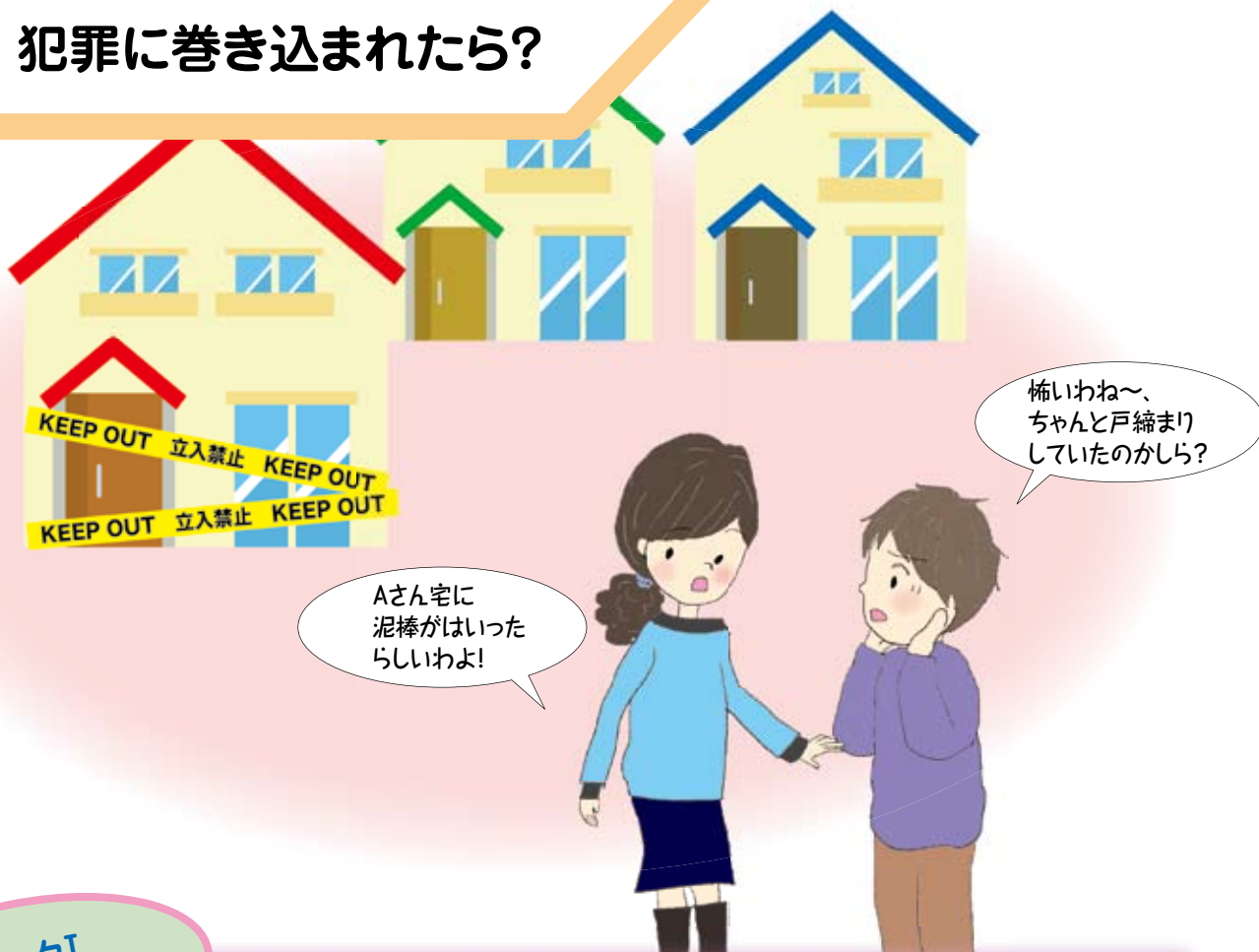
## QOLってなんだろう?

(クオリティー・オブ・ライフ)

「クオリティー・オブ・ライフ (QOL)」とは、WHO (世界保健機構) が提唱した概念で、生命・生活・人生の質的内容を重視するという考え方は、患者や家族の人生観や価値観を尊重し、できる限り普通の暮らしに近い療養環境を整備していくことが大切です。

## 8 犯罪被害者の人権問題

### 突然、犯罪に巻き込まれたら？



ワークⅠ  
どう思いますか？

- あなたが窃盗の被害にあい、家の中が荒らされていました。このような被害にあったら、どのような気持ちになると思いますか？

ワークⅡ  
考えてみましょう！

- 被害後に生じる二次的被害について、どのようなものがあると思いますか？また、二次的被害はどこから（誰から）受けることが多いと思いますか？

ワークⅢ  
語り合えよう  
できること！

- 犯罪被害にあった人が地域で安心して暮らすために、できることは何だと思いますか？

## 8 犯罪被害者の人権問題

### あなたならどんな気持ち?

#### 資料① 被害直後の精神状態の例



犯罪に巻き込まれたのは、  
本人の責任ではないのだ!

#### 犯罪被害者を傷つけてしまう言葉

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ つらいことは、早く忘れましょう。
- ・ あなたは、強い人だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのでは? など

### 被害者が受ける二次的被害ってどういうもの?

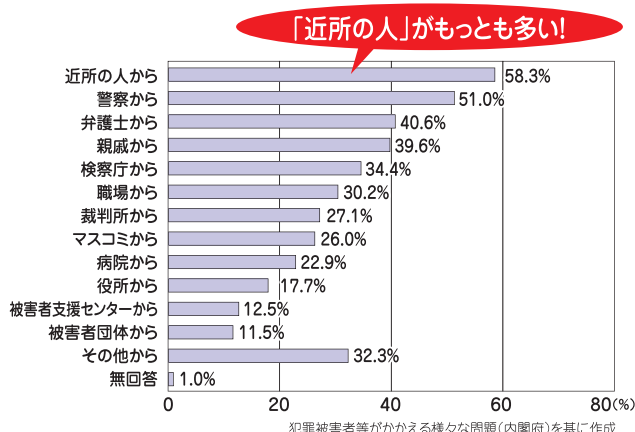
#### 資料②

#### ★二次的被害の状況の例★

- ◆ 精神的ショックを受けた
  - ◆ 身体の不調をきたした
  - ◆ 治療費などの経済的負担
  - ◆ 仕事を休む、またはやめざるを得なかった
  - ◆ 生活が苦しくなった
  - ◆ マスコミから誤った報道をされた
  - ◆ 検察などの事情聴取に対応を求められた
  - ◆ 加害者側の弁護士と話した
  - ◆ 裁判所の手続きで対応を求められた
  - ◆ 家族のまとまりが乱れた
  - ◆ 転居した
  - ◆ 近所の人に変な目でみられた
  - ◆ 友人、同僚等周囲との関係が変化した
  - ◆ インターネット上に個人情報勝手に書き込まれた
- 犯罪被害実態調査研究会資料を基に作成

二次的被害とは、犯罪被害者に被害後生じる  
様々な問題をいいます。

#### 資料③ 誰から二次的被害を受けることが多いの?



### 語り合いましょう!



一步、行動に移してみませんか?

こころない噂をたてない

被害者の立場に  
立って考えることが  
大事だね

被害者の気持ちの  
変化に寄りそう

時には、ふつうに接する  
ことも大事なかな?

行政機関や NPO など、  
相談窓口の紹介

その人にあった  
「関わり方」が大事だね!

犯罪被害者とその家族が安心して暮らせるよう寄り添うという気持ちを持って  
地域づくりを考えましょう。

## 9 インターネット上の人権問題

## インターネットと上手につきあうには？



※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で会員同士が意見交換したり、コミュニケーションをとったりすることが目的のサイトです。

※アプリ

スマートフォン用アプリケーションソフト(様々な用途のソフト)のこと。ゲームやニュース、乗換案内など多数のアプリがある。

ワークⅠ  
どう思いますか？

- あなたは、インターネット上で起こっている問題についてどのようなことを知っていますか。

.....

ワークⅡ  
考えてみましょう！

- あなたがインターネットを利用する場合、気をつけていることはありますか？
- お子さんがいる場合、インターネットを使うときの約束事などを決めていますか？

.....

ワークⅢ  
語り合えよう  
できること！

- インターネットをみんなが安心して使うために、気をつけなければならないことは何か考えましょう。

.....

## 9 インターネット上の人権問題

## いろいろな問題が起こっています

### 資料①

差別を助長する書き込み

個人情報の流出

ワンクリック詐欺

悪質な書き込み

プライバシーの侵害

インターネット上のいじめ

名誉毀損

パワハラ、セクハラ

侮辱

### 人権侵害の書き込みに気づいたら？

人権侵害にあたる書き込みなどを見つけたら、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に記事を削除するよう要請しましょう。削除できない場合などは、法務局に相談しましょう。

早期発見！  
早期削除が大事なのだ！



## 情報をうまく使いこなそう！

インターネット上にある情報は、全て正しいものとは限りません。根拠のない情報をうのみにせず、信頼できるものが確認しましょう。

## 語り合きましょう！

### 一歩、行動に移してみませんか？

発信源に注意

ネット監視  
違法な書き込みの通報

不用意に個人情報を  
書き込まない

インターネット上の  
マナーやルールって  
何だろう？

情報を正しく選別できる  
力をつける

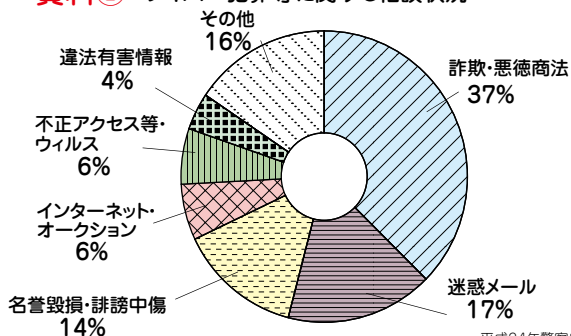
フィルタリングソフトの利用

ネット上でも相手は、  
目の前にいる人間と同じ  
マナーを守る

相手の顔が見えないからこそ、モラルやマナーが大切です。

人権侵害の被害者にも加害者にもならないようインターネットのルールやマナー、使い方について考えましょう。

### 資料② サイバー犯罪等に関する相談状況



平成24年警察庁広報資料

### 軽い気持ちで書き込まないで！

一度書き込まれた情報は、インターネット上で複数の人にコピーされる可能性があるため、完全に消去することは困難な場合があります。

書き込みや、画像などを投稿する際にはデータに個人情報が含まれていないか注意しましょう。また、他人を誹謗中傷することは犯罪になることもあります。

## インターネットの悪影響から子どもを守ろう

インターネット上には、子どもの成長に悪影響を及ぼすようなサイトも数多くあります。大人が、子どものネット環境に留意し、フィルタリングなどの機能を活用しましょう。

また、インターネットの掲示板や SNS、チャットやゲームのやりとりの中でもいじめが起こっていることがあります。ケータイやスマホ(スマートフォン)、携帯ゲーム機でもインターネットは利用できます。大人が SNS 等に対する正しい知識を身につけ、子どもがどのようにインターネットを使っているか留意しましょう。

## 10 様々な人権問題

## 個人情報の保護

現代社会では、様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されていますが、これらの情報はプライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。

行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。

また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。

県民や事業者が個人情報の保護について理解を深め、適切な取扱いができるよう支援します。

## 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は本人に更生意欲があっても、本人やその家族に対する偏見や差別が根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

出所する高齢者や障害者のうち福祉的支援を必要とする人が地域で生活できるよう、地域生活定着支援センター※により支援を行います。

※地域生活定着支援センター

高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関です。

## 性的マイノリティ

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）とが一致しない性同一性障害者や、性的指向※に関して少数派である人々などに対する偏見や差別があります。こうした性的マイノリティ（性的少数者）に対する社会の関心と理解を深めることが必要です。

※性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさします。

## 様々な人権問題について正しい認識と理解を深めましょう！



## ホームレス

「ホームレス」とは、公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる人をいいます。ホームレスになった理由としては、「仕事の減少」や「倒産、失業」などの仕事関係が多く、また健康状態については、十分な食べ物が得られず、多くの人々が体調不良を訴えています。

ホームレスのおかれている状況を理解し、社会復帰に向けた支援を行うことが必要です。

## 拉致被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。

解決のためには、拉致問題に対する世論を高め、国際社会と協力していくことが必要であり、国と連携し啓発活動を実施します。

## アイヌの人々

アイヌ※の人々は、独自の文化を有していますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

※「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ」(神々、自然) に対する「人間」という意味です。平成20年(2008年)6月6日、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府は、アイヌ政策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいます。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しているといわれています。



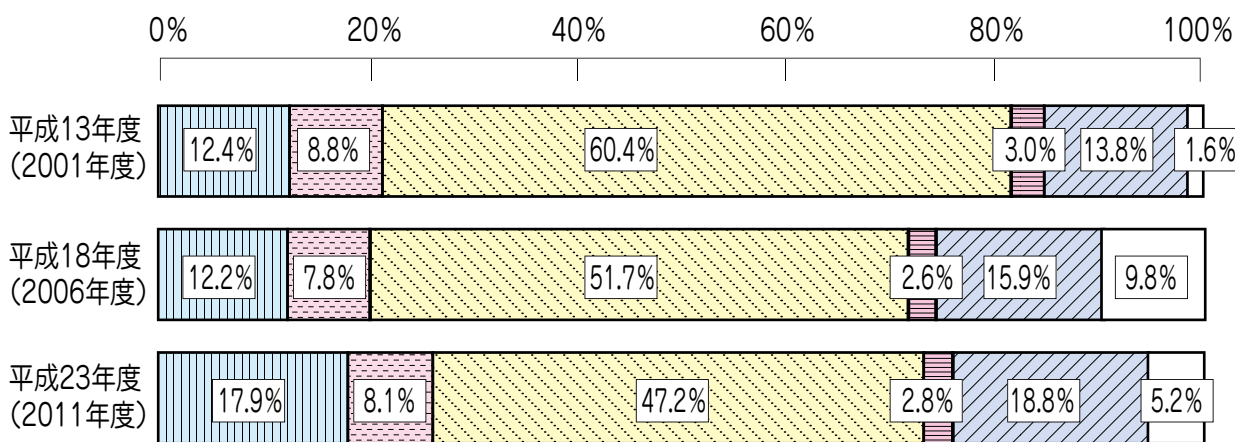
## I 地域で人権教育を進めるみなさんへ

### 1 なぜ人権教育か

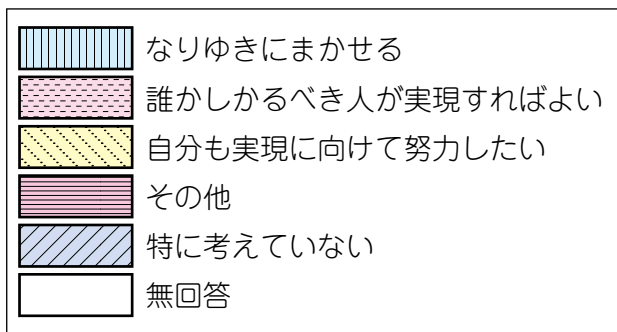
「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたはどのような考え方をお持ちでしょうか。

**Q 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方に近いものを選んでください。**

- 1 なりゆきにまかせる
- 2 誰かしかるべき人が実現すればよい
- 3 自分も実現に向けて努力したい
- 4 その他
- 5 特に考えていない



人権に関する県民意識調査より



人権が尊重される社会の実現に向けての考え方に関して「自分も実現に向けて努力したい」という人は、平成13年度では60.4%、平成18年度では51.7%といずれも半数を超えていましたが、平成23年度には47.2%に減少しました。また、「なりゆきにまかせる」という人と「特に考えていない」という人は合わせて平成13年度には26.2%、平成18年度には28.1%、平成23年度には36.7%となり、消極的な考え方が増加傾向にあるといえます。

こうしたことから、地域においては人権教育・啓発活動の内容や方法面での工夫・改善が求められています。そして、参加者が生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意志に基づき、自分自身の問題として実感できるよう、魅力ある学習の場とすることが大切です。

幸せに生きていくためには自分だけでなく、みんなの人権が尊重されなければなりません。人権問題は日常生活の中に深く関わっています。

しかし、私たちはそれに気づかずに見過ごしていることがないでしょうか。人権を大切にするためには、まず生活の中で起こっている人権問題に気づくことが必要です。

## 2 地域での人権教育を進める推進員の役割

滋賀県では、19市町全てに人権教育推進協議会等が組織され、自主的な学習団体として地域ごとの学習会（以下「地区別懇談会」といいます）を実施し、人権教育を進めています。その中心として県内4,500名を超える人権教育推進員等（以下「推進員」）が活動しています。推進員は、その居住地を中心に同和問題をはじめとした人権問題の解決のため、様々な取組を進め、差別を許さない明るく住みよい地域社会をつくるための重要な役割を担っています。具体的には、地域での学習の場である地区別懇談会や研修会を企画・運営し、人権が尊重される住みよいまちづくりにつなげることが推進員の大きな役割です。

また、地域に根ざした学習の場をより充実させ、計画的かつ継続した取組とするためには、推進員は複数年（2年以上）を任期として活動することが望まれます。

### (1) 期待される推進員の姿とは

- ① 地区別懇談会などの企画・運営を通し、地域住民と共に人権教育の推進を行う。
- ② 常に実態や事実学び、知識だけに終わらず、差別をなくすための行動につなげる。
- ③ 自ら研修に努め、普段から人権に関する情報を集め、人権意識を高めていく。

### (2) 推進員の具体的活動

- ① **地域活動** 地区別懇談会の企画・運営、学区別懇談会等の共同企画  
市町・学区など人権教育推進協議会等への参画
- ② **啓発活動** 住民・団体への啓発、集会・つどいへの参加呼びかけ  
資料提供、広報作成
- ③ **研修** 自己研修、学習会・研修会などへの積極的参加
- ④ **推進活動** 自治会、団体との連絡調整、相談活動

## 3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～

### (1) 基本方針

- ① 「聞く」懇談会から「話し、考え、参加する」懇談会に  
人権問題は、私たち一人ひとりの問題です。そのためには、話を聞くことも大事ですが、自分の言葉で人権問題を語り、考えることが重要です。そうすることによって参加したという充実感も出てきます。全員が参加できるよう工夫をしましょう。また、自由な雰囲気での懇談会を進めましょう。
- ② 草の根の懇談会、地域の実態に合った懇談会を  
集まる範囲が狭くなるほど人の集まりもよくなり、懇談会も活発化し、内容も深まります。地域の課題も取り入れながら懇談会を進めましょう。

### (2) 具体的な手だて

- ① **市町主催の推進員等を対象にした研修会への積極的参加**
  - ア 人権問題の学習を行い、正しい知識や現状を学びます。
  - イ 懇談会の具体的な進め方について学習します。

## ② 開催日時、会場、テーマ、進め方等の決定

- ア 自治会長(区長)、地区人推協会長、公民館職員等との協議をし、ねらい、目的の設定内容、方法について話し合います。
- イ 開催通知の作成、配布をします。
- ウ 当日の進行役等役割の決定をします(できれば事前にアンケート調査など作成)。

## ③ 住民に対する参加の呼びかけ

- ア 自治会長(区長)の協力を得て、呼びかけをします。
- イ 自治体職員、教職員、各種団体責任者等への呼びかけをし、協力を求めます。

## ④ 事前打合せ

- ア 推進員、自治会長(区長)、助言者等で打合せをします。
- イ 事前アンケートを行った場合、結果の集約と問題点の整理を行い、テーマ設定をします。
- ウ 当日の懇談会の進め方、方法を決定します。
- エ 当日の役割分担をします。

## (3) ファシリテーター(進行役)の役割

ファシリテーターは、参加型体験学習会の進行役のことです。地区別懇談会では、地域の実情にあった学習内容・方法を工夫して、学習会を進めます。そのために次の点に気をつけましょう。

- ① 参加者一人ひとりを尊重し、安心して参加できるように促しましょう。
- ② 一人ひとりの発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かしましょう。
- ③ 全ての人に参加できるように配慮しましょう。発言を強要したり、批判をしてはいけません。
- ④ プログラムの進め方やファシリテーターの範囲を超えた問題が起きた場合は、助言者などに相談しましょう。進行役は回答役ではありません。

## (4) 助言者の役割

助言者は、その場に出てくる疑問や問題について専門的な立場から相談に乗ったり、問題の深め方について方法を示すなど、学習を深める役割を担っています。

人権問題の学習については、早急に決まりきった答えを出したり、自分の考えを示したりするよりも、むしろ進行助言や問題のポイントを示すような、学習全体の深まりについて助言することが望ましいでしょう。そのために次の点について気をつけましょう。

- ① 課題やテーマが参加者に正しく受けとめられているか注意します。
- ② 発言が一部の人に偏ったり、主題から離れ間違った理解の方向に進んだときは軌道修正をします。また誤りを含む発言については、整理・解決が図られるよう必要に応じて適切な助言を行います。
- ③ 説明的になったり、否定したりする態度はとらないようにしましょう。
- ④ 行政用語、専門用語はできるだけ避け、平易な言葉で話すようにしましょう。
- ⑤ できるだけまとめて最後に、実践に結びつくように助言しましょう。

## Ⅱ 各人権問題別ワークシート活用例・解説

### Ⅱ-1 女性の人権問題

#### 1 目的

滋賀県が実施した男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」といった男女の役割を固定的に捉える意識が依然として残っています。そのことが、男性・女性のそれぞれが主体的に生きるための多様な選択や能力発揮の妨げになっていることがあります。

ここでは固定的な性別役割分担意識※について考え、語り合いを通して男女が共に生き生きと活躍できる地域づくりにつなげましょう。

※「固定的な性別役割分担意識」とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

#### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 資料①、②を参考にして、男女の家庭や地域の様子について考えてみましょう。</p> <p>★視点1 家庭においては、男女の家事・育児等の時間の違いに注目します(資料①)。平日、休日にかかわらず、家事・育児等の多くを女性が担っている状況から、「家事や育児は女性がするもの」という考えが根底にないか話し合います。</p> <p>★視点2 滋賀県では、自治会の女性の代表や副代表は約9%です(資料②)。このことから、「代表は男性がするもの」という考えがないかを考えます。</p>
II	<p>1 家庭や地域で「男だから」「女だから」という理由で決まっていることはないか、出し合しましょう。</p> <p>2 資料③を参考にしてその理由について考えてみましょう。</p> <p>★視点3 滋賀県では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する割合が同感しない割合より多くなっています(資料③)。家庭や地域で、固定的な性別役割分担意識にとらわれている様々な事例を出し合い、その理由について考えます。</p>
III	<p>・男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を発揮するためには、どのようなことが大切かを話し合しましょう。</p> <p>★視点4 家庭や地域でできることについては、「語り合しましょう!」を参考に話し合います。</p> <p>★視点5 地域で防災マップや避難所運営などのマニュアルがある場合は事前に用意し、女性の視点がいかがされているか確認してもよいでしょう。</p>

#### 3 より深く学ぶために（資料）

「男女共同参画啓発シート」（滋賀県男女共同参画課）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/kankou/sheet.html>

## Ⅱ-2 子どもの人権問題

### 1 目的

児童憲章前文では、児童は人として尊ばれること、社会の一員として重んぜられること、よい環境の中で育てられることが記されています。しかしながら、いじめや虐待、体罰など子どもの人権を侵害する事件が発生しています。

ここでは、子どもの人権問題としていじめ問題について考えます。語り合いを通していじめ問題の解決に向けて、学校と協力して地域や家庭でできることを考えましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 それぞれの子どもの気持ちについて考えてみましょう。</p> <p>★視点1 いじめ問題を考えるとき、いじめられている子どもに責任はありません。いじている子どもも、いついじめを受ける側になるかわかりません。いじめは、軽微なことがきっかけとなってエスカレートし、深刻化します。また、大人や先生が見てないところでほとんどのいじめが発生しています。そこで、イラストのような状況をささいなこととして見逃さず、それぞれの子どもの気持ちを考えます。</p> <p>3 資料①、②を参考にして、地域で子どもに関心を持つことの大切さを考えてみましょう。</p> <p>★視点2 地域でのいじめ発見が少なく(資料①)、いじめの相談について地域では相談されていない(資料②)という事実を踏まえて、地域で子どもを見守ることができているか話し合います。登下校時の見守り活動などを行っている地域は、その経験も出します。</p>
II	<p>・ 資料③を参考にして、地域での子どもの様子について出し合ってみましょう。その中で気になる様子などがあれば話し合ってみましょう。</p> <p>★視点3 資料③は、地域で子どもを見守る場合のチェック項目として使うことができます。</p>
III	<p>・ 地域や家庭で子どもをいじめから守り、健全に育てるためにできることを話し合みましょう。</p> <p>★視点4 子どもが地域行事(祭りや運動会など)にどのように参加しているかを出し合います。また、スポーツ少年団などの取組がある場合、指導者にもいじめについて理解を深めてもらうよう働きかけます。</p> <p>★視点5 子どもの様子について各家庭で気をつけていることを出し合います。いじめは、学校だけではなくケータイやスマホ(スマートフォン)を通じて行われていることもあります。子どもがケータイなどでどのようなサイトにアクセスし、どんなやりとりをしているのか話を聞くことも大切です。</p> <p>★視点6 いじめや虐待、体罰などが疑われる場合は、学校や行政に相談・連絡するように伝えます。また、子育ての中で保護者も悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p>

### 3 資料 「ストップいじめアクションプラン」(滋賀県教育委員会) より

#### ★保護者のアクション

- ①自分の子どもの声をじっくり聴く!!
- ②自分の子を見守り、理解し、支える!!
- ③いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝える!!
- ④子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験をさせる!!
- ⑤規則正しい生活習慣づくりに努める!!
- ⑥学校と一緒に動き、協力して解決にあたる!!
- ⑦地域で子育てを支えあう、PTA活動を促進する!!

#### ★地域のアクション

- ①地域における子どもを支えるコミュニティを形成し、多くの目で子どもを見守る!!
- ②地域の中で子ども達の居場所・活動機会づくりを行い、地域行事に子どもを参加させる!!
- ③子どもが大切にされ、子どもを支えることができる地域づくりを進める!!
- ④学校との緊密な連携を図る!!

### 4 より深く学ぶために（資料）

「ストップいじめアクションプラン」平成25年10月改訂（滋賀県教育委員会）

「生徒指導 leaf」VOL4,7,8,9,10,11（文部科学省）<http://www.nier.go.jp/shido/leaf>

## II-3 高齢者の人権問題

### 1 目的

高齢社会が急速に進む中、誰もが住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現が求められています。しかしながら、身体的な機能の低下や認知症などの病気になると支援が必要になってくる場合があります。

このような中で、共に支え合って高齢者を支援し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすために地域でできることを考えましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 資料①を参考にして、高齢者に関わる様々なケースについて考えてみましょう。参加者の関心の高い問題(介護や虐待問題等)を中心に話を進めましょう。</p> <p>★視点1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護 介護される人の病気や身体症状を正しく理解するとともに、プライバシーの保護に配慮し、相手の気持ちを大切に介護をしましょう。また、介護者の人権にも留意しましょう。一人で介護している場合など、介護者が精神的に追い込まれる場合があります。介護者が相談できる窓口などを紹介(相談窓口一覧へ)するとともに、地域で介護者を支援する取組を考えましょう。</li> <li>●虐待 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下法)第7条1項では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とされています(通報義務)。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、「速やかに市町村に通報するよう努めなければならない」(法第7条2項)とされています(通報努力義務)。なお、法第8条では、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、通報者に関する情報が漏れることはありません。このように、虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した場合、虐待が行われていることが確定的でなくても通報すべきとされており、早期発見によって深刻な事態を回避することが大切です。</li> <li>●認知症 認知症のものは、経験した出来事をまるごと忘れるのが特徴的です。たとえば、「今日の昼ごはん何を食べたっけ?」ではなく、「今日は昼ごはんを食べてない」というものです。頻回に人との約束を忘れて、人と会うのがおっくうになることから日常生活に支障をきたすのが認知症です。まずは、認知症という病気を正しく理解し、地域全体で見守ることができるような取組が求められています。</li> <li>●就職 高齢者の就職は難しいといわれています。高齢者は柔軟性に欠ける、協調性に欠けるといった先入観はないか考えてみましょう。</li> </ul>
II	<p>1 資料②を参考にして、高齢期に取り組みたい活動について意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 また、高齢者の困りごとにはどのようなものがあるかを考えてみましょう。</p> <p>★視点2 高齢になっても仕事を持ったり、社会活動に参加したいと考えている人は多くいます(資料②)。そのような活動をするのに高齢者にはどのような困りごとがあるのか考え、支援につなげていきます。</p>
III	<p>1 まず資料③を参考にし、高齢化の進行状況を確認しましょう。</p> <p>2 高齢化が進む中、地域でどのような支援が求められているか、地域で取り組んでいること、更にはできることについて語り合しましょう。</p> <p>★視点3 地域によっては既に様々な取組が行われている事例があります。成功例や失敗例、現在の課題などについて話し合います。</p> <p>★視点4 高齢者虐待などが疑われる場合は、市町の窓口(地域包括支援センターなど)に連絡するように伝えます。また、介護等に悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p>

### 3 より深く学ぶために（資料）

「知りたいことがQ&Aでわかるみんなで学ぶ認知症の本」(東京法規出版)

## Ⅱ-4 障害者の人権問題

### 1 目的

障害のある人が暮らしやすいまち、誰もが暮らしやすいまちです。障害には様々な種別がありますが、活動やふれあいを通じて「ちがいをいかしたり、「ちがいを認め合って共に生きていくことが大切です。ここでは、障害のある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすい地域にするためにできることを考えましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 資料①を参考にして、まず発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)について、知っていることがあれば話し合ってみましょう。</p> <p>★視点1 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害のことをいいます。通常低年齢で症状が現れます。決して、育て方や家庭環境によって引き起こされるものではありません。</p>
II	<p>・ 資料②を参考にして、障害のある人とこれまでに体験した話を率直に出し合って、障害者に対する理解を深めましょう。</p> <p>★視点2 障害には、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害、発達障害などがあり、それぞれの障害を正しく理解することが大切です。障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものもあり、他人ごとではなく自分自身の問題として考えることが大切です。</p>
III	<p>1 障害のある人が暮らしやすいまちづくりをするために地域でできることを話し合います。</p> <p>★視点3 障害者虐待などが疑われる場合は、行政機関に連絡するように伝えます。また、介護や子育て等に悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p> <p>2 資料③を参考にして、身近な地域でバリアフリーやユニバーサルデザインがどのようにいかされているか話し合ってみましょう。</p> <p>★視点4 バリアフリーは、すでにある障壁(バリア)を取り除くことです。これに対して、ユニバーサルデザインは、はじめから全ての人が利用しやすい施設や製品等をデザインするという考え方です。</p>

### 3 資料 発達障害者の理解と支援のために「知ってほしいな発達障害のこと」(滋賀県障害福祉課)より

〈具体的な特徴とサポートのポイント〉 下記の特徴があっても必ずしも発達障害にあたるとは限りません。

	自閉症	学習障害 (LD)	注意欠陥多動性障害 (ADHD)
具体的な特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視線が合わない。</li> <li>○特定の音や刺激が苦手。</li> <li>○仲間づくりが苦手。</li> <li>○言葉の表現や理解に遅れがある。</li> <li>○急な予定や場面の変更が苦手。</li> <li>○同じことを繰り返す。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○言葉による指示や注意が理解できない。</li> <li>○相手に伝わるように話をするのができない。</li> <li>○文字や行をとばして読んでしまう。</li> <li>○形の似た、異なる文字を書いたり、枠の中に文字を書くことができない。</li> <li>○その場の状況に臨機応変に対応することができない。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○じっとしていることができず、すぐに席を離れてしまう。</li> <li>○衝動的に思ったことを行動に移してしまう。</li> <li>○注意が続きず落ち着かない。</li> <li>○約束したことや決められたことが守れない。 など</li> </ul>
サポートのポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○話しかけるときは短く具体的に。</li> <li>○写真や絵、文字、具体的な物などを使って伝える。</li> <li>○予定や予定の変更は事前に伝えておく。</li> <li>○音や視覚的な刺激に配慮した環境を整える。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝えるときは視覚的な情報を付け加える。</li> <li>○注意が向くように確認しながら話す。</li> <li>○読む部分に注意しやすいようにラインやカバーを活用する。</li> <li>○自分の話したいことをまとめる時間を作る。</li> <li>○書き込むマス目を大きくする。</li> <li>○計算式を具体的なものを使って表し、イメージしやすくする。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの子の持続力に合わせて課題を設定し、やりとげること達成感が持てるようにする。</li> <li>○時間の経過やルール、約束などを常に確認できるような場所に示す。</li> <li>○周囲の刺激が多い場所(窓際や廊下側など)をさけて集中しやすい環境を整える。 など</li> </ul>

### 4 より深く学ぶために (資料)

リーフレット「障害者への虐待を防ぐために」～障害者虐待防止法について～  
(滋賀県障害者権利擁護センター)

## II-5 同和問題

### 1 目的

これまでから、滋賀県では身元調査を許さない意識を高めるための様々な取組を展開してきました。しかしながら、結婚や就職の際の身元調査につながる戸籍等の不正取得や同和地区の問合せなどがあつたことが明らかになっています。ここでは、同和問題の今日的な問題の解決に向けて、地域でどのような行動ができるかを考えましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<ol style="list-style-type: none"> <li>知らない間に戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思うかについて、率直な意見を聞いてみましょう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>★視点1 戸籍等の不正取得による身元調査は誰もが対象となっています。身元調査を許さないことは自分自身の個人情報を守ることであり、全ての人の問題であることを共有します。</li> </ul> </li> <li>資料①により、戸籍等の個人情報を売買する事件が起こっていることを確認します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>★視点2 八業士（弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士）と呼ばれる資格を持つ人は、職務上の請求用紙により本人の了解なしに戸籍等を取得することができます。このことを悪用して、戸籍等の個人情報が不正に取得される事件が起こっています。</li> </ul> </li> <li>資料②をもとに、差別につながる身元調査が行われるのはなぜかを考えます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>★視点3 資料②より身元調査の背景にある意識について話し合います。意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。</li> <li>★視点4 資料②では約8%の人が「当然のことと思う」と答えており、そのような意識が、身元調査がなくなる原因の一つであることを伝えます。</li> <li>★視点5 まとめとして、本人の努力や能力とは関係がなく、生まれたところや住んでいるところで人を判断することはあつてはならないことを確認します。</li> </ul> </li> </ol>
II	<ol style="list-style-type: none"> <li>住宅や土地を購入する際、どのような条件を考えるか聞いてみましょう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>★視点6 「日当たりが良い」「交通の便が良い」「近くに学校がある」など、様々な考えを出し合います。</li> </ul> </li> <li>資料③をもとに、同和地区への忌避意識について考えましょう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>★視点7 資料③より、どのような事がわかるか話し合います。また、意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。</li> <li>★視点8 資料③では、30歳代、40歳代で「避ける」割合が高くなっている理由について聞いてみます。実際に住宅を購入すると考えられる世代になると気にする人が多くなることを伝えます。</li> <li>★視点9 まとめとして、同和問題を自分の問題として考え、いかに差別をなくす立場で行動できるかが重要であることを確認します。</li> </ul> </li> </ol>
III	<ul style="list-style-type: none"> <li>同和問題の解決に向けて、地域や家庭で取り組んでいることやこれから出来ることについて語り合しましょう。           <ul style="list-style-type: none"> <li>★視点10 地域や家庭でできることについては、「語り合しましょう!」を参考に話し合います。</li> <li>★視点11 県内の市町でも、登録型本人通知制度が始まっています。この制度は、事前登録をしておく本人以外の者が戸籍等を取得した場合には本人に通知するというもので、個人情報の不正取得防止を目的としています。この制度を導入している市町では、制度の利用について様々な案内をしています。事前にパンフレット等を用意し配布します。</li> </ul> </li> </ul>

### 3 より深く学ぶために（資料）

「こころのいずみへ」（滋賀県人権施策推進課）



## II-6 外国人の人権問題

### 1 目的

私たちの暮らしの中で外国人と接する機会は増え、国際化はとても身近なこととなりました。しかし、言葉の問題や文化・生活習慣の違いなど様々な課題を抱えながら生活している外国人も少なくありません。ここでは、外国人との今までの出会いや経験を通して、共に生きる社会の実現に向けて、地域でできることについて考えてみましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料①、②を参考にして、滋賀県に住んでいる外国人の人数や特徴について考えましょう。</li> <li>★視点1                     <ul style="list-style-type: none"> <li>平成2年(1990年)、法律改正により日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、南米国籍の日系人を中心に外国人登録者数が増加しました。</li> <li>また、中国をはじめとするアジアの国々からの外国人研修生・技能実習制度による滞在者や国際結婚などによる日本人の配偶者なども増えてきています。</li> <li>平成20年(2008年)秋以降の経済危機により、製造業の現場で就労していた多くの外国人住民が失業し、帰国などにより外国人の人口は減少傾向が続いています。</li> </ul> </li> <li>★視点2                     <ul style="list-style-type: none"> <li>韓国・朝鮮の人々に対して、日本の植民地政策によって生み出された偏見が根強く存在し、様々な差別となって現れています。韓国・朝鮮の人々が日本で暮らす歴史的背景を理解し、多様な文化や習慣を尊重しながら共生していくことが大切です。</li> </ul> </li> </ul>
II	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 外国人との出会いや日常的な関わりについて聞いてみましょう。</li> <li>★視点3                     <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民との日常的なふれあいや交流会などの成功例、またトラブルなどの失敗例などを出し合い、ワークⅢ「語り合えること」に話をつなげます。</li> </ul> </li> <li>2 あなたの地域が、外国人にとって住みやすいところになっているか、資料③のような課題があることに留意して、考えてみましょう。</li> <li>★視点4                     <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の課題は、同時に地域の課題でもあります。ともに地域で暮らすための課題について出し合ってみましょう。</li> </ul> </li> </ul>
III	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で共に暮らすために、どのようなことが必要か語り合きましょう。</li> <li>★視点5                     <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の現状や将来を考えながら、文化の「ちがいを尊重し合い、「ちがいをいかして、みんなが暮らしやすい地域にするために何ができるか出し合いましょう。</li> </ul> </li> </ul>

### 3 より深く学ぶために（資料）

「滋賀県多文化共生推進プラン」（滋賀県観光交流局国際室）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kokusai/tabunka/plan/tabunkaplan.html>

## II-7 患者の人権問題

### 1 目的

私たちは、ハンセン病回復者や HIV感染者の方々が受けた差別から、命の大切さと人としての尊厳の大切さを学びました。しかし、現代の医学をもっても原因が不明で、周囲から理解されにくい難病も数多くあります。これらのことを踏まえて、患者やその家族を支えるためにどのようなことができるかを、自分や家族が病気になったときの経験などを出し合い考えましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 資料①を参考にして、難病についての理解を深めましょう。また、ハンセン病回復者やHIV感染者などへの偏見や差別などから、患者の気持ちについて考えましょう。</p> <p>★視点1 難病とは、原因が不明で治療方法も確立されておらず、生活面で長年にわたり支障が出る病気をさします。症状も様々で病気に対する正しい理解が進んでいないことから、様々な誤解や偏見が生じています。一方で患者やその家族は、経済的な負担や、精神的なダメージを受けることもあり、多くの問題を抱えることとなります。難病患者の抱える問題は、全ての病気の人に通じる問題でもあります。</p> <p>★視点2 難病はいつ誰がなるかわからない病気です。他人事ではなく自分自身の問題として考えることが大切です。 ※難病についての資料を配る場合は、難病情報センターのHPでパンフレットなどをダウンロードできます。</p>
II	<p>• 資料②を参考にして、病気になったときどのようなことに悩むか出し合ってみましょう。</p> <p>★視点3 もし自分が病気になったらという視点で、病気になった人とその家族にはどのような支援があるとよいか、地域では何ができるかを考えます。</p>
III	<p>• 資料③を参考にして、患者やその家族の人が自分らしく暮らすことができるために地域でできることを語り合しましょう。</p> <p>★視点4 クオリティー・オブ・ライフとは生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていこうとする考え方です。</p>

### 3 より深く学ぶために（資料）

- ・ 難病情報センター <http://www.nanbyou.or.jp> パンフレット、HP
- ・ 滋賀県難病連絡協議会 <http://www.geocities.jp/shigananren1/> HP
- ・ 滋賀県難病相談・支援センター  
[http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-t/nanbyou\\_center/](http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-t/nanbyou_center/)
- ・ 滋賀県難病医療連携協議会  
[http://www.municipal-hospital.otsu.shiga.jp/html/\\_otsu/nanbyo/index.htm](http://www.municipal-hospital.otsu.shiga.jp/html/_otsu/nanbyo/index.htm)

## II-8 犯罪被害者の人権問題

### 1 目的

犯罪被害者やその家族は、自分の意思とは無関係に犯罪に巻き込まれ、直接的な被害を受けるだけではなく、被害後に生じる様々な二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者やその家族が一日も早く地域で平穏な暮らしを取り戻すには、地域で何ができるかを考えましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>★視点1 誰もが犯罪被害者になってしまう可能性があることから、この問題を自分のこととしてとらえ、理解することが大切です。</p> <p>2 被害直後の精神状態について、資料①を参考にして考えてみましょう。</p> <p>★視点2 犯罪被害者の問題は、防犯の問題とは異なります。犯罪に巻き込まれた人には、責任がないことに留意しましょう。犯罪者が違法な行為を行ったことが問題なのです。「気をつけていないから、犯罪に遭ってしまうのだ」という考えは、被害者を更に傷つけることにもなりかねません。</p>
II	<p>1 資料②を参考にして、二次的被害についての問題点を考えてみましょう。</p> <p>2 資料③を参考にして、二次的被害を受ける相手についても考えてみましょう。</p> <p>★視点3 資料③によると、犯罪被害者等が受ける二次的被害の相手は、「近所の人」がもっとも多いことがわかります。地域での対応が二次的被害にならないよう犯罪被害者やその家族の立場に立った支援を考えます。</p>
III	<p>・ 犯罪被害者やその家族が二次的被害などを受けずに、安心した暮らしに戻れるよう地域でできることを語り合しましょう。</p> <p>★視点4 犯罪被害者等の支援をする際に、以下の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他の場合や他の人と比べないようにします。 →犯罪被害者にとってはその事件が辛い記憶です。その人の痛みに寄り添います。</li> <li>●強くなることを強要しないようにします。 →犯罪被害者は、悲しんでよいし、泣いてよいのです。</li> <li>●自分の経験や価値観を押しつけないようにします。 →犯罪被害者の話をきくことが大切です。</li> <li>●犯罪被害者とその家族の気持ちの変化に留意します。 →同じ言葉であっても、犯罪直後と時間がたってからでは受け止め方が異なることもあります。犯罪被害者とその家族の気持ちの変化を読み取って、適切な時期に適切な対応をすることを考えます。</li> </ul>

### 3 より深く学ぶために（資料）

- ・「滋賀県版犯罪被害者ハンドブック」（滋賀県県民活動生活課）
- ・DVD「ある日突然最愛の娘を奪われて」（内閣府犯罪被害者等施策推進室）
- ・内閣府 犯罪被害者等施策 <http://www8.cao.go.jp/hanzai/>
- ・「犯罪被害者白書」（内閣府）  
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html>
- ・NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター <http://homepage3.nifty.com/ovsc/>

## II-9 インターネット上の人権問題

### 1 目的

インターネットは誰もが利用できる便利なものですが、情報発信の匿名性を悪用して誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われるなどの人権侵害が発生しています。画面の向こうに人がいることを常に意識して、インターネットを利用する際、人権侵害をしない、させないことを学びましょう。

### 2 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストの会話や資料①を参考にして、インターネット上で起こっている問題について知っていることを聞いてみましょう。</p> <p>★視点1 一度書き込まれた情報はコピーされる可能性があるため、ネット上から完全に消去するのは難しく被害が拡大するおそれがあります。そこで、違法な書き込みなどは、早期に発見し、早期に削除する必要があります。</p> <p>★視点2 名誉毀損・侮辱(例：掲示板などで相手をけなす)、脅迫(例：メールなどで相手を脅迫する)、信用毀損・業務上妨害(例：HPに嘘の書き込み、学校や店などに対する襲撃予告)は、犯罪です。プライバシーに関わる権利は憲法で保障されており、これを侵害する行為は違法となり損害賠償請求されることがあります。これらにあたると思われる場合は、通報しましょう。</p> <p>※インターネット・ホットラインセンター <a href="http://www.internethotline.jp/">http://www.internethotline.jp/</a></p> <p>2 資料②を参考にして、サイバー犯罪等に関する相談状況について確認してみましょう。</p> <p>※インターネット上で使用されるネットスラングなどをクイズにして、アイスブレイキングなどで用いるのもよいでしょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「乙」 → お疲れ 「thx」 → thanks ありがとう  「kwsk」 → kuwasiku 詳しく教えて  「ktr」 → kitakore きたー!これ! (うれしいときに使う)  「誰得」 → 誰が得するんだよ、こんなもの (ダレトクと読む)  「鯖」 → サーバー  まだまだあります。ネット上で検索してみましょう</p> </div> <p>参考 (公財)滋賀県人権センター  <a href="http://www.shigajinken.or.jp/kakikomi/keihatu.html#quiz1">http://www.shigajinken.or.jp/kakikomi/keihatu.html#quiz1</a></p>
II	<p>・ インターネットを利用する際に気をつけていることを話し合ってみましょう。また、家庭で子どもと約束事を決めている例などがあれば、出し合ひましょう。</p> <p>★視点3 子どものインターネットの利用について、いじめ(いじめのページを参照)がネットを通じて行われることもあります。子どもがどのようにインターネットを使っているのかを把握し、フィルタリングの機能を使うなど子どものネット環境を大人が管理するように促します。</p>
III	<p>・ インターネットを安心して使えるよう家庭や地域でどのようなことに気をつければよいか語り合ひましょう。</p> <p>★視点4 インターネット上には様々な情報があふれていますが、その情報が全て正しいものとは限りません。情報を収集する際には、その情報を批判的に捉えることも大切です。情報源に留意して情報の信憑性を自分で判断し、必要な情報を選別できる力(情報リテラシー)が必要であることを伝えます。</p>

### 3 より深く学ぶために（資料）

- ・ 「人権ポケットブック11 インターネットと人権」(滋賀県人権施策推進課)
- ・ DVD「子どもと学ぶネット社会」(滋賀県県民活動生活課)

## Ⅲ アイスブレイキングの手法

アイスブレイキングとは、氷(アイス)をこわす(ブレイキング)という意味があり、学習会を始める前に、氷のように固まった参加者の緊張をほぐし、参加者が主体的に学習に参加するための手法です。

**自分を動物にたとえると** 動物にたとえることで自己紹介を楽しく行うことができます。

- ① 二人組をつくります。
- ② 自分を動物にたとえるとどんな動物か、なぜその動物なのか話し合います。(1人1分程度)
- ③ 二人組を組み直して、数回行います。

**【振り返り】**

全員と話ができたか確認します。どのような動物になったのか、その種類によってグループ分けに使うこともできます。

**後出しじゃんけん** 知らず知らずの間にとらわれている固定観念を知ることができます。

- ① 全員がファシリテーターの合図で、ファシリテーターを相手にじゃんけんをします。
- ② ファシリテーターは、「じゃんけんほい、ほい」と声をかけます。最初の「ほい」でファシリテーターが先に手をだし、二回目の「ほい」で、参加者が後出しします。
- ③ 後出しじゃんけんを「勝つバージョン」→「あいこバージョン」→「負けるバージョン」でやっていきます。失敗しても、テンポよく進めます。

**【振り返り】**

やってみて、どのバージョンが簡単か、難しかったか聞いてみます。じゃんけんは普段勝つことを意識しているので、逆は難しく感じます。脳が固定観念にとらわれているからです。「頭が柔らかくなりましたか？」など声をかけてみましょう。うまくできた回数を数えてもらい、数の多い人から自己紹介するようにつなげることもできます。

**私の短所は長所になる？** 人の長所と短所は、両面の要素があることに気づくことができます。

- ① 白い紙を用意します。(メモ用紙や配ったプリントの裏でもよい)
- ② その紙に自分の短所を3つ書くように指示します。
- ③ 隣の人とペア、または3人くらいにわかれて、短所を長所に置き換えられないか考えます。  
例 人にあわせられない → 自分に正直  
自分にも他人にも甘い → おおらか

**【振り返り】**

どんなことに気づいたか質問します。短所は見方によって実は自分の長所といえることもあります。短所を長所として捉え直すことで、マイナスと捉えていたことが、プラスになりうることを体感します。

**伝わるかな？** ひとつの言葉もとらえ方が人によって様々なことに気づきます。

- ① 紙を用意する。(A4くらいの大きさがよい)
- ② ファシリテーターの指示で絵を書いてもらいます。(絵を準備するなら簡単なものを選びます)  
参考 月が夜空に出ています。星もあります。左下のほうに、窓のついた家があります。
- ③ 隣の人と見せ合い、違っているところを出し合い、なぜ違うのが話し合います。  
※ふたりずつペアになってもらい、絵を伝える人と、絵を描く人で行ってもらってもできます。この場合は、絵を準備して配ります。

**【振り返り】**

同じ月でも、満月を描く人もいれば、三日月を描く人もいます。星や家、窓なども人によって、大きさや、形が全然違うことに気づきます。左下を右下と勘違いする人、聞き逃した人もできます。

聞いた言葉をイメージにすると、大きく違いが生じていることを体感します。みんなに同じような絵を描いてもらうためには、どのような指示が必要だったのか、正確に物事を伝えるには、どのようなことに気をつければよいか学びます。

**何色ですか？** 気持ちを色にたとえることによって自分の思いを伝える発表法です。  
振り返りをする時のひとつの手法です。

「今のあなたの気持ちは、どんな色でしょうか？ なぜその色にしましたか？ 理由を教えてください。」と、ファシリテーターが全員に同じ質問をします。順番は自主性を尊重します。自主的に出ない場合は、ファシリテーターが指定しましょう。

**【振り返り】**

学習会のはじめと最後に同じ質問をして、色に変化があったかを尋ねることもできます。変化があった場合は、なぜ変化があったのか聞いてみます。

## 相談窓口一覧

## ●人権全般に関する相談●

- ◆みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)  
(大津地方務局人権擁護課) TEL 0570-003-110
- ◆(公財)滋賀県人権センター人権相談室  
TEL・FAX 077-527-3885  
※月・火・水・金曜日の午前10時～午後4時
- ◆各市町役場
- ◆各人権擁護委員・各人権擁護推進員

## ●女性に関わる相談

- ◆中央子ども家庭相談センター TEL 077-564-7867
- ◆彦根子ども家庭相談センター TEL 0749-24-3741
- ◆男女共同参画センター(G-NETしが) TEL 0748-37-8739
- ◆女性の人権ホットライン(大津地方務局) TEL 0570-070-810
- ◆滋賀労働局雇用均等室 TEL 077-523-1190

## ●子どもに関わる相談

## いじめ

- ◆いじめ相談ダイヤル(滋賀県)平日9:30～18:00
- ・県立学校におけるいじめ相談 TEL 077-524-7500
- ・大津市、高島市における市町立小・中学校でのいじめ相談 TEL 077-522-2020
- ・草津市、栗東市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市における市町立小・中学校でのいじめ相談 TEL 077-567-5404
- ・東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町における市町立小・中学校でのいじめ相談 TEL 0748-56-1050
- ・彦根市、米原市、長浜市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町における市町立小・中学校でのいじめ相談 TEL 0749-24-1555
- ◆いじめ等の悩み深夜電話相談(子どもナイトだいやる)  
TEL 0570-078310(全国共通ダイヤル)  
※夜9:00～朝9:00

## 虐待など

- ◆中央子ども家庭相談センター TEL 077-562-1121
- ◆彦根子ども家庭相談センター TEL 0749-24-3741
- ◆児童虐待ホットライン(県内全域 24時間対応)  
TEL 077-562-8996
- ◆最寄りの福祉事務所
- ◆各市町児童虐待相談担当課
- ◆各民生委員児童委員

## 子育てなどに関する相談など

- ◆子ども子育て応援センター TEL 077-524-2030
- ◆こころんだいやる(児童生徒専用24時間対応) TEL 0570-078310
- ◆子どもの人権110番 TEL 0120-007-110
- ◆少年サポートセンター(滋賀県警察本部少年課)
- ・大津 TEL 077-521-5735
- ・米原 TEL 0749-52-0114

## ●高齢者に関わる相談

- ◆滋賀県権利擁護センター(淡海ひゅうまんねっと)  
TEL 077-566-0110  
FAX 077-566-3581
- ◆各市町地域包括支援センター
- ◆各市町高齢者福祉担当課

## ●障害者に関わる相談

- ◆滋賀県発達障害者支援センター
- ・南部センター TEL 077-561-2522  
FAX 077-502-2489
- ・北部センター TEL 0749-52-3974  
FAX 0749-52-3984

- ◆滋賀県権利擁護センター(淡海ひゅうまんねっと)  
TEL 077-566-0110  
FAX 077-566-3581
- ◆滋賀県精神保健福祉センター障害者医療福祉相談モール担当  
(滋賀県知的障害者更生相談所) TEL 077-563-8448  
FAX 077-562-4334
- ◆滋賀県立リハビリテーションセンター更生相談担当  
TEL 077-567-7221  
FAX 077-567-7222

## 虐待など

- ◆滋賀県障害者権利擁護センター  
(障害者虐待に関する通報・相談専用ダイヤル)  
TEL 077-566-1115  
FAX 077-566-3581
- ◆各市町障害者虐待防止センター

## ●同和問題に関する相談

- ◆(公財)滋賀県人権センター人権相談室  
TEL・FAX 077-527-3885  
※月・火・水・金曜日の午前10時～午後4時
- ◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)  
(大津地方務局人権擁護課) TEL 0570-003-110

## えせ同和行為

- ◆警察総合電話相談「県民の声110番」  
TEL 077-525-0110または#9110
- ◆県庁人権施策推進課 TEL 077-528-3531

## ●外国人の相談(ポルトガル語、スペイン語による相談可)

- ◆滋賀県国際協会 TEL 077-523-5646
- ◆一部の市町の在住外国人相談窓口

## ●医療・保健・健康に関する相談

- ◆滋賀県難病相談・支援センター TEL 077-526-0171  
FAX 077-526-0172  
※平日 午前10時～午後4時まで 第1土曜日 午後1時30分～午後4時まで
- ◆エイズ専門相談(県庁健康長寿課) TEL 077-524-0051  
※月・水曜日の午前9時～12時
- ◆ハンセン病に関する相談(県庁健康長寿課) TEL 077-528-3616
- ◆医療安全相談室 TEL 077-528-4980
- ◆精神保健福祉センター TEL 077-567-5010
- ◆こころの電話相談 TEL 077-567-5560
- ◆最寄りの保健所

## ●犯罪被害に関する相談

- ◆警察総合電話相談「県民の声110番」  
TEL 077-525-0110 または #9110
- ◆犯罪被害者サポートテレホン TEL 077-521-8341
- ◆NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター  
(犯罪被害者総合窓口) TEL 077-525-8103
- ◆県庁県民活動生活課 TEL 077-528-3414

## ●インターネット上の人権侵害に関する相談

- ◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)  
(大津地方務局人権擁護課) TEL 0570-003-110
- ◆警察総合電話相談「県民の声110番」  
TEL 077-525-0110 または #9110
- ◆(公財)滋賀県人権センター人権相談室  
TEL・FAX 077-527-3885  
※月・火・水・金曜日の午前10時～午後4時



社会教育における人権学習の手引  
「語り合い、学び合い、つながり合い」

平成26年(2014年)3月発行

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL077-528-4654/FAX077-528-4962

この冊子は、古紙パルプ配合紙を使用しています。